

# 伊東市次世代 育成支援行動計画 〈後期計画〉

平成22年3月

平成25年10月修正

伊東市

## 元気な子どもの声がするまち「伊東」のために

市民の皆様には、児童福祉や児童の健全育成に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市における出生数は、昭和50年には1,048人でしたが、平成15年には561人、平成20年には449人と半減しています。それと同じくして、14歳以下の年少人口比率は、24.6%から11.7%へと減少しています。また、65歳以上の高齢者人口比率は、8.4%から30.0%へと増加し、本市の人口構成が、確実に少子高齢化の道を歩んでいることが御理解いただけるのではないのでしょうか。

さらに、国の「少子化に関する意識調査研究」でも指摘している少子化の要因として、結婚することや子どもを持つことに対する消極的な国民の意識が増えつつあることを踏まえ、子どもを産み・育てやすい社会の醸成が求められています。

そのような中で、出産し、子育てをしている家庭への支援、働きながら子どもを育てている方への支援、次世代をはぐくむ親となる方への支援等の環境整備を図っていくことが、本市に課された責務となっています。

本市におきましては、平成11年度に作成した伊東市児童育成計画の理念を引き継ぎつつ、伊東市次世代育成支援行動計画の前期計画を基本として、今回「伊東市次世代育成支援行動計画〈後期計画〉」を策定しました。

策定に当たり、貴重な御意見をいただきました伊東市次世代育成支援対策地域協議会の委員の皆様をはじめ関係者の皆様、次世代育成支援に関するニーズ調査に御協力いただきました市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

今後は、本行動計画を基本的な指針として、家庭・地域（事業所）・行政が一体となり、施策の推進を図りたいと考えておりますので、より一層の御協力をお願い申し上げます。

平成22年3月

伊東市長 佃 弘巳

## 目 次

第1章 計画の概要	7
1 本計画策定の趣旨	7
2 本計画の性格	8
3 本計画の期間	8
4 基本理念	9
5 基本方針	10
第2章 伊東市の現状	11
1 市勢	12
2 人口の動向	12
(1) 人口の推移	12
(2) 人口動態	14
(3) 出生数・出生率の推移	15
3 家庭の状況	16
(1) 世帯数と1世帯当たり人員の推移	16
(2) 世帯構成の推移	17

4	労働状況	18
	(1) 就労状況	18
	(2) 母親の就労状況	19
5	保育サービスの現況	20
	(1) 就学前児童の保育サービス利用者数	20
	(2) 就学前児童の保育状況	21
	(3) 就学前児童の今後の保育意向	22
	(4) 今後利用した保育サービス	23
	(5) 保育サービスを利用したい理由	24
6	まとめ	25
第3章 具体的施策		27
1	地域における子育て支援の推進	27
	(1) 子育て支援サービスにおけるサービスの充実	27
	(2) 保育サービスの充実	28
	(3) 児童の健全育成	28
	(4) 子育て支援団体のネットワークづくり	29
2	母親と乳幼児等の健康の確保及び推進	29
	(1) 子どもや母親の健康の確保	30
	(2) 食育の推進	30
	(3) 思春期保健対策の推進	31
	(4) 小児医療の充実	31

3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	31
	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	32
	(2) 家庭や地域の教育力の向上	33
	(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	33
4	子育てを支援する生活環境の整備	33
	(1) 良質な住宅と良好な居住環境の整備	34
	(2) 安全・安心うるおいのあるまちづくりの推進	34
5	就労と子育てとの両立の推進	35
	(1) 子育てを支援する就労環境の整備	35
6	子どもの安全の確保	35
	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	36
	(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	36
7	支援を必要とする子どもや家庭への対応など	
	きめ細やかな取組の推進	36
	(1) 児童虐待防止策の充実	37
	(2) 障害児施策の充実	37
第4章	施策の展開	39
1	地域における子育て支援の推進	39

(1)	子育て支援サービスにおけるサービスの充実	39
(2)	保育サービスの充実	40
(3)	児童の健全育成	41
(4)	子育て支援団体のネットワークづくり	42
2	母親と乳幼児等の健康の確保及び推進	43
(1)	子どもや母親の健康の確保	43
(2)	食育の推進	44
(3)	思春期保健対策の推進	44
(4)	小児医療の充実	44
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	45
(1)	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	45
(2)	家庭や地域の教育力の向上	46
(3)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	47
4	子育てを支援する生活環境の整備	48
(1)	良質な住宅と良好な居住環境の整備	48
(2)	安全・安心うるおいのあるまちづくりの推進	48
5	就労と子育てとの両立の推進	49
(1)	子育てを支援する就労環境の整備	49
6	子どもの安全の確保	50
(1)	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	50

(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	50
7 支援を必要とする子どもや家庭への対応など	
きめ細やかな取組の推進	51
(1) 児童虐待防止策の充実	51
(2) 障害児施策の充実	51
第5章 特定事業の展開	
1 目標事業量の考え方	53
2 特定事業の展開（目標事業量）	56
3 特定事業の内容について	57
参考資料	59

## **この冊子のよみかた**

※図や表の結果は、百分率で表示しています。グラフの百分率は、少数第2位を四捨五入しました。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがあります。

※グラフによっては、百分率の合計が100%を超える場合があります。これは、伊東市次世代育成支援行動計画ニーズ調査の質問項目で、1人の対象者に2つ以上の回答を認めたことによるものです。

# 第1章 計画の概要

## 1 本計画策定の趣旨

日本において少子化の認識が一般化したのは、平成元年（1989年）の合計特殊出生率が1.57と、昭和41年（1966年）の丙午の1.58を下回った年からといわれています（「1.57ショック」）。その後、平成20年には合計特殊出生率が1.37と、人口維持に必要な水準である2.08を大きく下回っています。

現在の日本においては、少子化の進行と並行して高齢化が進行していることで、多岐にわたる影響が懸念されています。経済面においては、労働力供給の減少（生産年齢人口の減少）によって引き起こされる経済活動の停滞や、高齢者扶養負担の必然的な増加が考えられます。

また、地域社会においては、生産年齢人口の減少による地場産業の担い手不足の深刻化や、子ども同士の交流機会の喪失などが起きていると考えられています。

こうした現象を重くみた国は、平成3年（1991年）に「健やかに子どもを生み育てる環境づくりについて」を取りまとめるとともに、平成6年（1994年）には「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定し、緊急保育対策等5か年事業を始めました。

さらに、少子化の流れを変えるため、平成11年には「少子化対策推進基本方針」を公表し、次いで少子化対策を総合的に検討するために、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」が制定されました。

静岡県においても、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会、いきいきとした健康、福祉社会（健やかに生み育てる環境づくり）の実現のため、平成8年（1996年）に子育て支援総合計画（ふじのくにエンゼルプラン）を策定しました。

このような状況の中で、「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援推進法」の制定を受け、既存の計画と整合性をとりつつ、本市でも平成 17 年（1999 年）に伊東市次世代育成支援行動計画（前期計画）の策定を行いました。二  
ーズ調査により本市の現状を把握し、市民の意向を踏まえた上で、地域全体で子育ての支援をより一層推進することとし、後期計画を策定するものです。

## 2 本計画の性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子育て家庭と子どもたちを対象に、本市が今後推進していく次世代育成支援対策の目標や方向性を示したものです。

策定に際しては、市民による地域協議会の意見や、市民二ーズの調査の結果などを反映し策定しています。

## 3 本計画の期間

計画期間は、平成 17 年度（2005 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 10 年間に前期と後期の 2 期に分け、後期計画としては、平成 22 年度を初年度とし、目標年度を平成 26 年度とする 5 か年計画で取り組んでいきます。

なお、子どもを取り巻く社会や生活環境の変化などにより、事業の見直しが必要な場合にも、伊東市次世代育成支援行動計画策定委員会や伊東市次世代育成支援対策地域協議会へ諮り、意見要望を聞きながら適切に対応できるようにしていきます。

#### 4 基本理念

わが国の急速な少子化は、これまでは、晩婚化・非婚化が理由といわれてきましたが、結婚しても子どもを持たない夫婦が増加していることも新たな要因であると注目されています。

子どもを生まない理由として、子育ての大変さ等がいわれており、かつては、祖父母を含めた大家族や、隣り近所の家族づきあいによる地域ぐるみでの子育てサポートがありました。核家族化の進行により子育てについての指導や情報も少なく、子どもに「どう接するか」「どのように育てたらいいのか」自信を持ってない親が増えつつあります。

さらに、就労しながら子育てすることの大変さが、子育てに対する不安や負担となり、出産をためらわせていることも大きな要因として考えられます。

子育ては親が主体的に関わることを前提としながらも、「子どもは社会の宝である」との考えから、社会全体で子育てを支援していくことが必要です。

こうした時代意識・社会環境にあって、本市においては、市民所得の著しい低下、出産・子育て年齢にある女性の就労率の上昇、母子家庭の比率の高さなど、観光サービス業を基幹とする本市の市民生活上の特徴から、子育て環境の整備には、本市固有の視点が必要です。

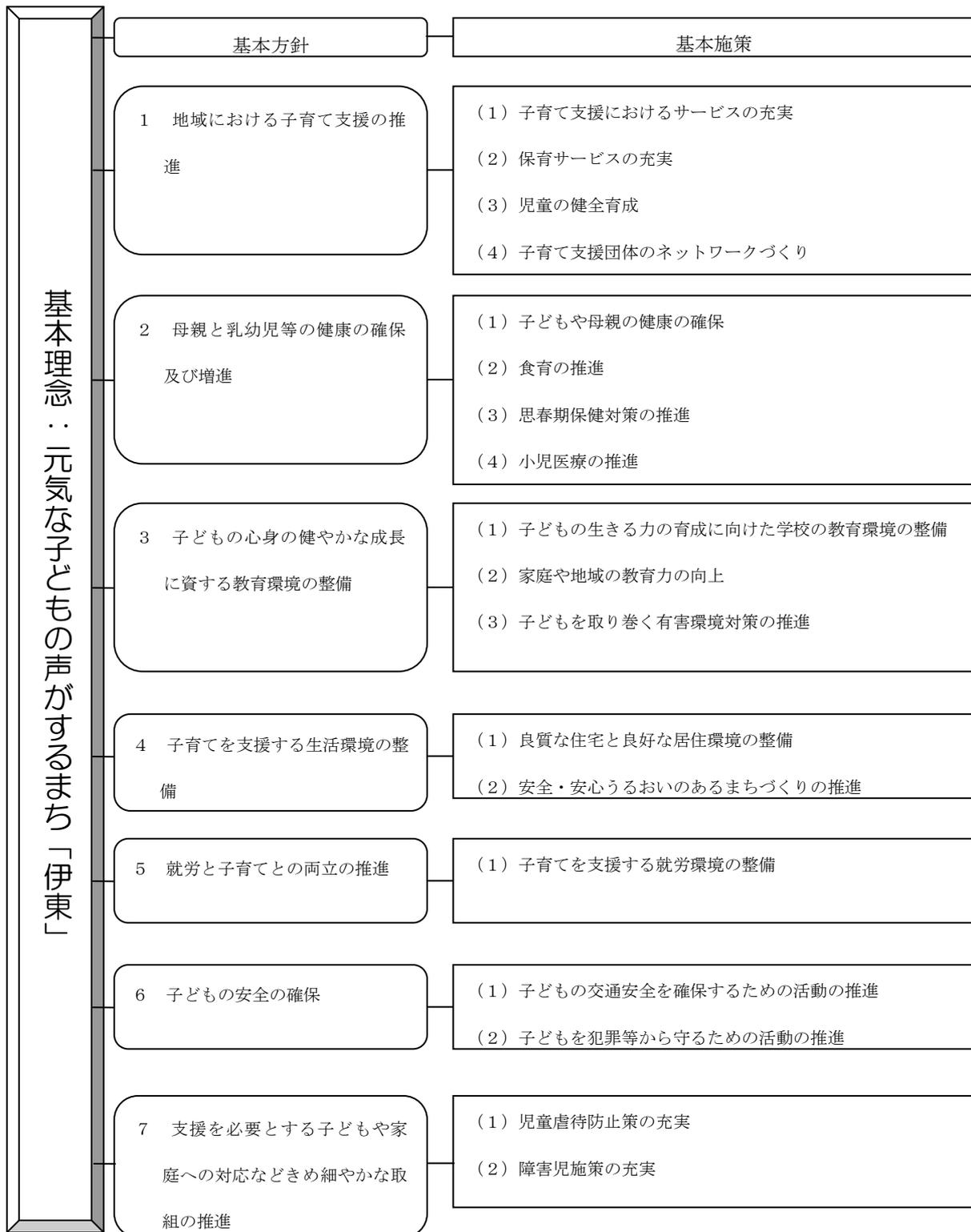
わたしたちは、時代の状況や本市の子育て環境を改めて共通の認識とし、次代を担う子どもを生み、はぐくむ世代を支え、かつ、次世代「伊東っ子」が健やかに育つ環境を、市民・行政が協働してつくるため、次の基本理念を掲げ、その実現に向かって、道筋を明らかにした行動計画を策定し、実施・推進していきます。

### 基本理念

元気な子どもの声がするまち  
「伊東」

## 5 基本方針

本市の基本理念『元気な子どもの声がするまち「伊東」』に基づき、7つの基本方針を掲げ、それぞれの施策を展開していきます。



基本理念…元気な子どもの声がするまち「伊東」

## 第2章 伊東市の現状

本市では、後期行動計画の策定に当たって、平成21年4月に子育て中の保護者約2,300人を対象とした「伊東市次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施し、約90%の方から回答をいただきました。

それらの回答や国勢調査・住民基本台帳などの各種統計資料を基に、本市に見られる傾向や問題点、今後取り組まなければならない課題を探っていきます。

伊東市次世代育成支援に関するニーズ調査の対象者は、

- ① 就学前児童のうち、保育園児・幼稚園児（私立保育園を除く。）を除いた、在宅で母親等に保育されている児童については、抽出で児童の保護者200人に対し、直接郵送により依頼しました。
- ② 保育園児・幼稚園児については、同一園に兄弟などがいる場合には上の子を対象とし、保育園児697人、幼稚園児765人にそれぞれの園を通して配布・回収を依頼しました。
- ③ 小学生については、1年生～3年生を対象とし、同一学校に兄弟などがいる場合には上の子を対象とし、かつ、就学前児童への設問とは内容が異なることから、保育園児・幼稚園児に兄弟などがいても調査対象として、約40%に当たる700人の児童の保護者に学校を通して配布・回収を依頼しました。

上記により、就学前児童については1,462件（87.9%）、小学生については662件（94.5%）のアンケート結果を回収しました。

## 1 市勢

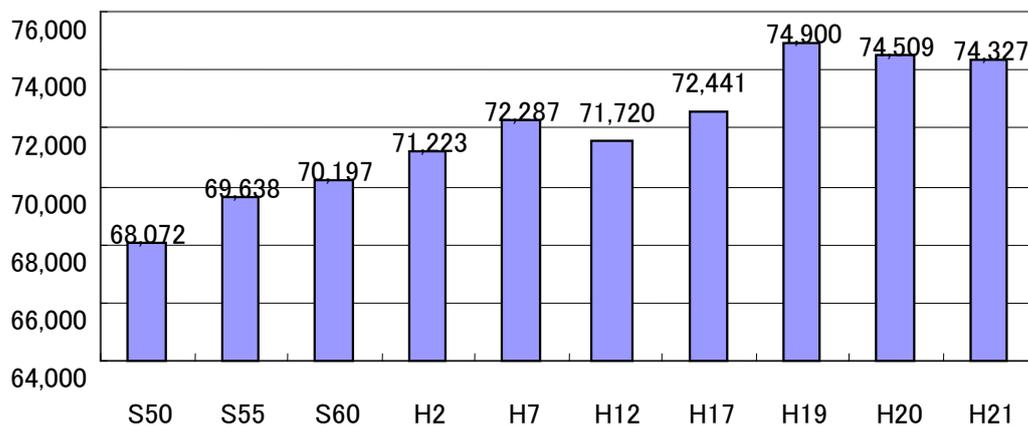
太平洋に突き出し、温暖な気候に恵まれた伊豆半島の東に位置する本市は、面積 124.13 ㎡、その 44.7%が国立公園区域に指定されています。

東には相模湾、西には急峻な天城山系が迫り、南にはなだらかな高原が広がり、城ヶ崎海岸や大室山などの観光スポットを中心に、一年を通じて多くの観光客でにぎわいます。また、毎分約 33,000 リットルに及ぶ豊富な湧出量を誇る温泉を中心とした、国際観光温泉文化としてとして多くの観光客が訪れます。

また、産業構造ではサービス業を中心とする第三次産業が就業人口の約8割を占めています。

## 2 人口の動向

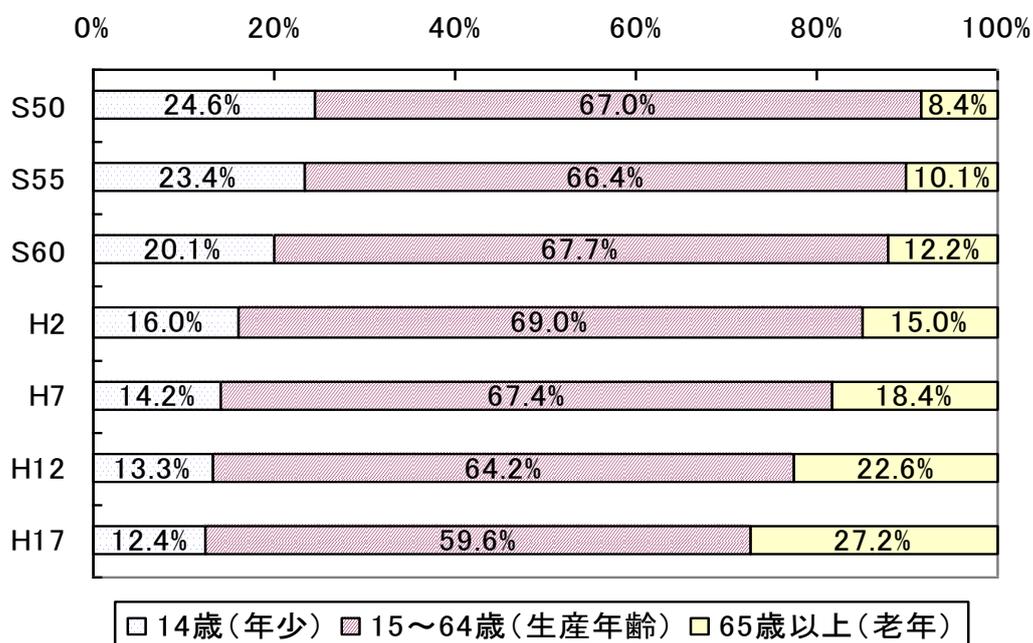
### (1) 人口の推移



資料：国勢調査（平成 19 年以降は住民基本台帳）

図 1 伊東市の総人口の推移

人口の推移を見ると、平成 7 年頃までは増加傾向にありましたが、それ以降は、ほぼ横ばいの状態が続いています。



資料：国勢調査

図2 伊東市の年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると、年少層及び生産年齢層は減少傾向にあり、老年層は増加傾向にあります。生産年齢層の減少は小さく、大きな推移の変化は見られず、年少層の減少が大きいいため、少子高齢化の傾向が年々強まっているとと言えます。

また、平成17年の年齢3区分別人口を静岡県や全国と比較すると、年少層や生産年齢層は静岡県や全国よりも低くなっています。一方、老年層は静岡県や全国よりも高くなっています。全国や静岡県と比較して、少子高齢化の傾向は強いといえます。

## (2) 人口動態

### 人口動態

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
昭和 50 年	1,048	451	597	4,096	3,642	454	1,051
55 年	777	449	328	3,650	3,726	△ 76	252
60 年	668	504	164	3,434	3,327	107	271
平成 元年	656	563	93	3,697	3,502	195	288
2 年	624	586	38	3,605	3,454	151	189
7 年	625	689	△ 64	3,412	3,320	92	28
12 年	638	775	△ 137	3,131	3,147	△ 16	△ 153
13 年	592	763	△ 171	3,174	3,103	71	△ 100
14 年	585	756	△ 171	3,146	2,747	399	228
15 年	561	764	△ 203	3,134	2,863	271	68
16 年	569	785	△ 216	3,164	2,629	535	319
17 年	481	771	△ 290	3,015	2,781	234	△ 56
18 年	454	877	△ 423	3,004	2,733	271	△ 152
19 年	486	899	△ 413	2,664	2,605	59	△ 354
20 年	443	985	△ 542	2,742	2,497	245	△ 297

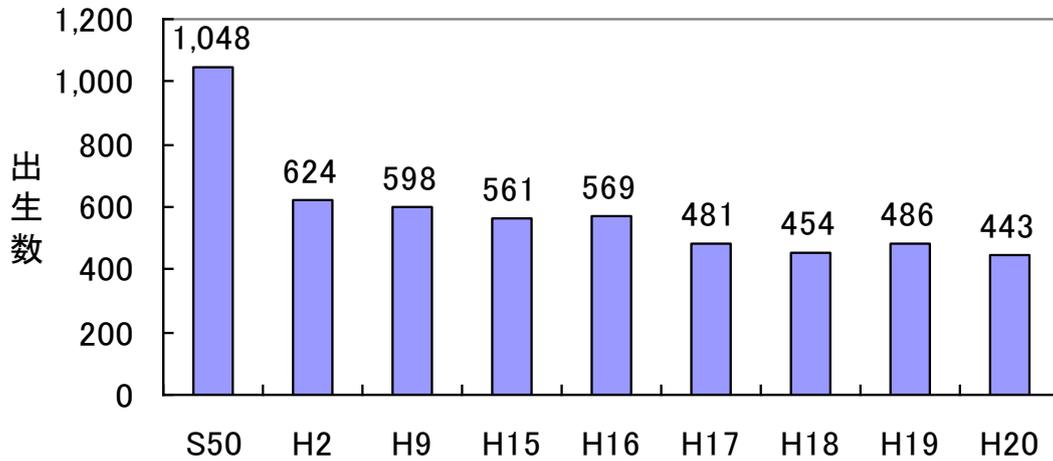
資料：市民課

表 1 伊東市の人口動態の推移

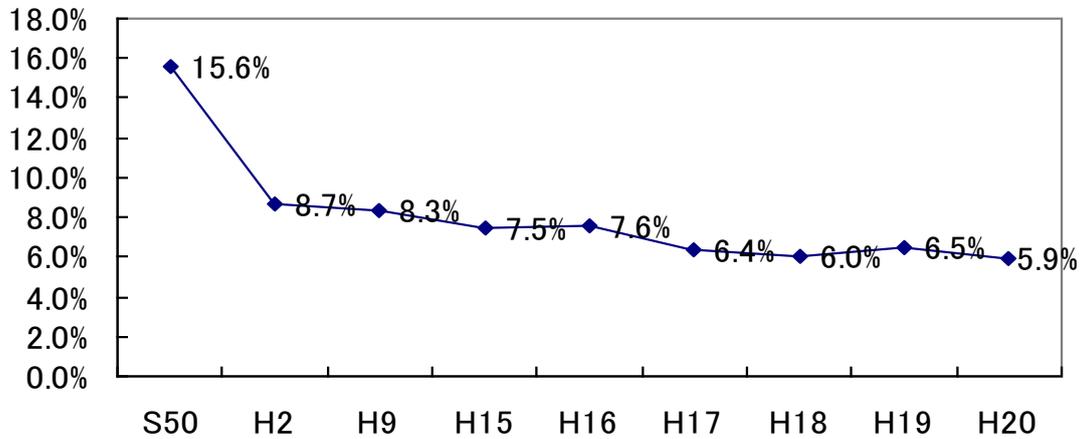
人口動態を見ると、自然動態では出生数は減少傾向にあり、死亡数は増加傾向にあり、平成 7 年から死亡数が出生数よりも多くなっています。また、昭和 50 年と平成 20 年における出生数を比較すると、平成 20 年の出生数は半分以下にまで減少しています。一方、社会動態では転入数・転出数ともに減少傾向にありますが、おおむね転入数が転出数を上回っているため増加傾向にあります。

(3) 出生数・出生率の推移

出生数の推移



出生率の推移



資料：市民課

図3 伊東市の出生数と出生率の推移

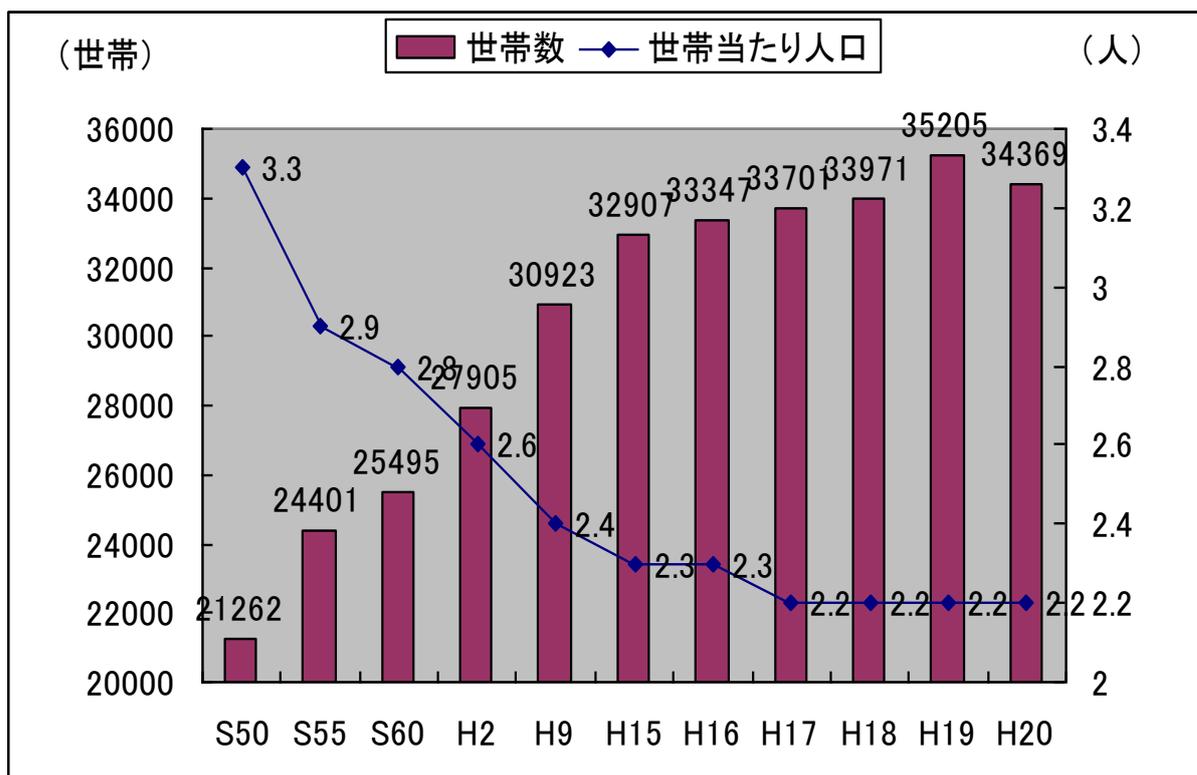
出生数を見ると、平成20年の出生数は443人で、平成15年に対して118人の減少となっており、昭和50年と比較すると半分以下にまで減少しています。

また、出生率を見ると、やはり減少傾向にあり、全国及び静岡県の平均と同様の傾向にあります。なお、出生率自体は全国及び静岡県の平均をおおむね1ポイント以上下回っており、出生数と同様に、昭和50年と比較すると半分以上に減少しています。

※出生率：人口千人に対する出生数の割合

### 3 家庭の状況

#### (1) 世帯数と1世帯あたり人員の推移

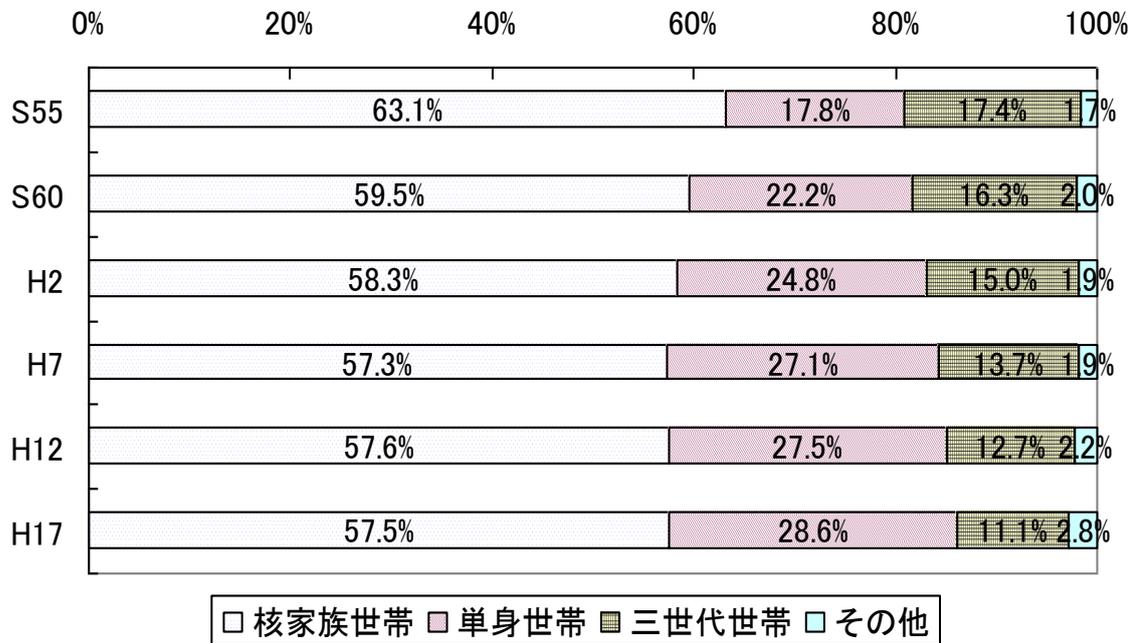


資料：市民課

図4 伊東市の世帯数と1世帯あたり人員の推移

1世帯あたり人員は、過去10年間においてはほぼ横ばいの状態ですが、昭和50年の3.3人と比べて1世帯あたり人員が1.1人減少しています。

(2) 世帯構成の推移



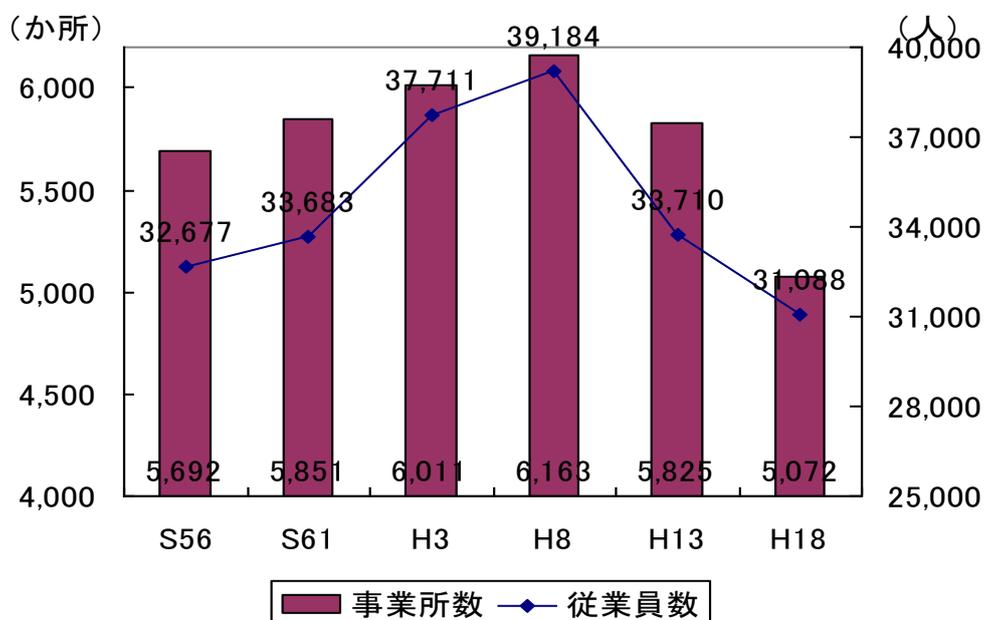
資料：国勢調査

図5 伊東市の世帯構成の推移

家族の世帯構成の推移を見ると、核家族世帯はほぼ横ばいですが、三世代世帯は減少傾向にあります。一方、単身世帯は年々増加し、昭和55年と比べて10ポイント以上増加しています。また、図4にあるように世帯数の増加は単身世帯の増加が中心になっているといえます。

## 4 労働状況

### (1) 就労状況



資料：事業所・企業統計調査

図6 伊東市の就労状況の推移

就労状況を見ると、昭和56年から平成8年までは事業所数・従業員数ともに増加傾向にありましたが、平成18年には事業所数・従業員数ともに昭和56年を下回る数値まで減少しました。

また、産業別労働者の割合としては、第三次産業が全労働者の8割を占めており、本市が観光立市であり、観光で成り立っていることがうかがわれます。

## (2) 母親の就労状況

単位：％

	常勤の 勤め人	パート・ アルバイト	契約社員・ 派遣社員	自営業・ 家族従業	在宅勤務・ 内職	無職・ 家事専従	その他	無回答
就学前	14.8	28.4	1.8	11.7	0.6	39.7	0.8	2.2
小学生	12.7	36.1	2.2	12.2	1.8	32.1	1	1.9

資料：伊東市次世代育成支援行動計画ニーズ調査

図7 母親の就労状況

(就学前児童を持つ母親と小学生を持つ母親の比較)

就学前児童を持つ母親の就労状況を見ると、「無職・家事専従」が 39.7%と最も多く、以下「パート・アルバイト」(28.4%)、「常勤の勤め人」(14.8%)と続いています。

小学生を持つ母親の就労状況を見ると、「パート・アルバイト」が 36.1%と最も多く、以下「無職・家事専従」(32.1%)、「常勤の勤め人」(12.7%)と続いています。

就学前児童を持つ母親と小学生を持つ母親の就労状況を比較すると、「無職・家事専従」の割合は就学前児童を持つ母親の方が 7.6 ポイント、「パート・アルバイト」の割合は小学生を持つ母親の方が 7.7 ポイント、それぞれ上回っており、就学前は育児に専念する傾向にあると考えられます。

また、小学生を持つ母親 (65.0%) の方が就学前児童を持つ母親 (57.3%) よりも何らかの形で就業しています。このことから、育児に専念してきた母親が、児童の就学を機にパート労働などに就業する姿が見られます。

## 5 保育サービスの現況

### (1) 就学前児童の保育サービス利用者

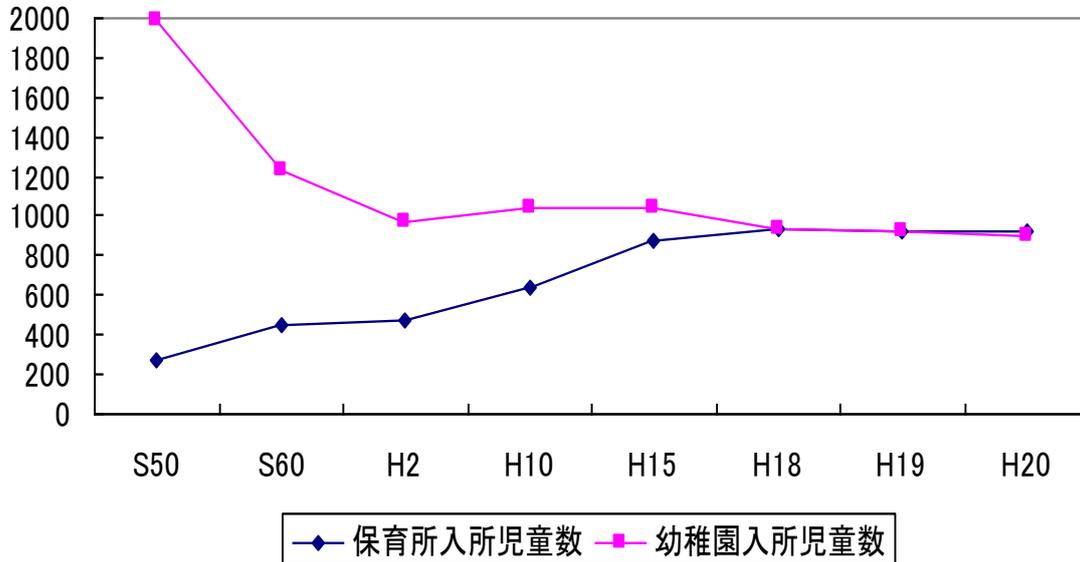
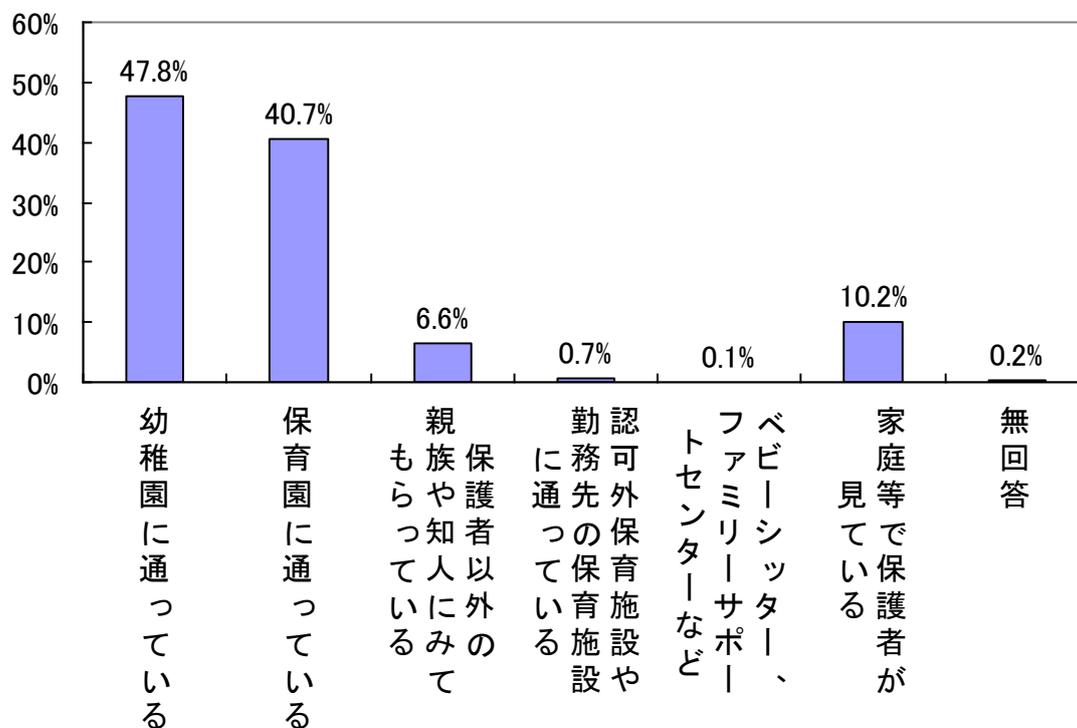


図8 保育所入所児童数と幼稚園入園児童数の推移

保育所入所児童数の人数は増加傾向にあり、平成20年を昭和50年と比較すると約3.4倍の児童数に増加しています。一方、幼稚園入園児童数は市立幼稚園において約半分の児童数に減少しています。

保育所や幼稚園の現在の入所状況を見てみると、最も多く入所しているのは市立幼稚園であり、次いで市内の公営保育所、民営保育所に児童が入所しています。また、無認可保育所や院内保育所に入所している児童数は少なく、年長になるほど入所児童が減少しています。

(2) 就学前児童の保育状況

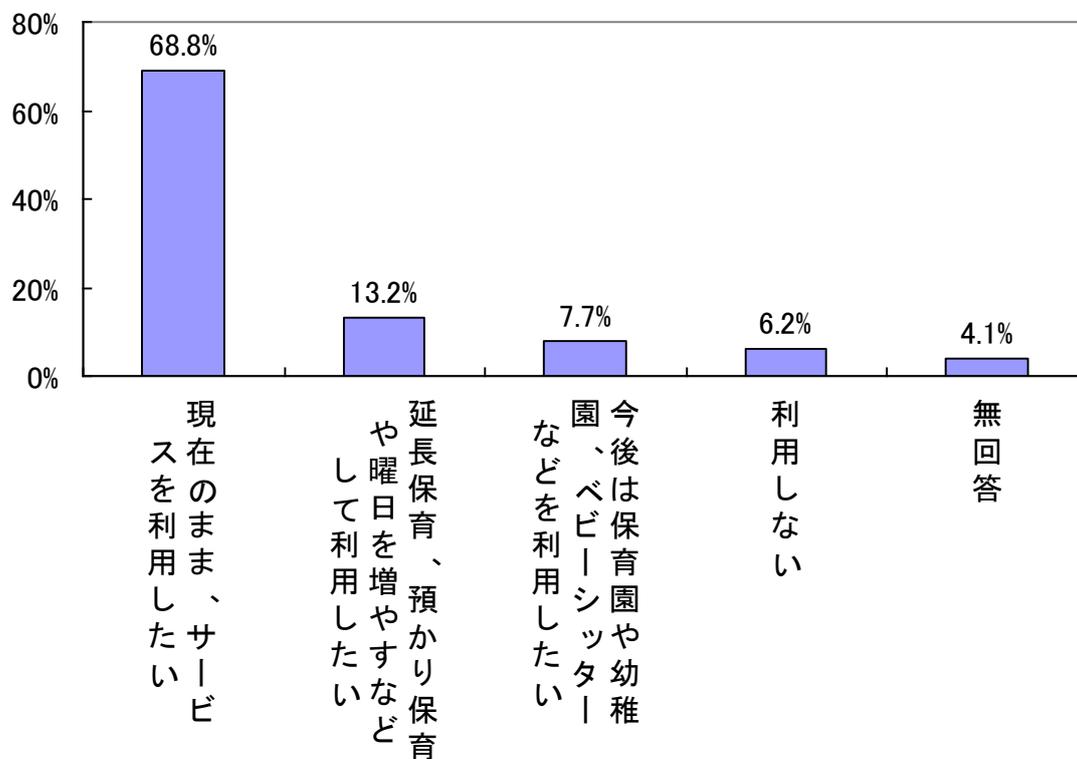


資料：伊東市次世代育成支援行動計画ニーズ調査

図9 就学前児童の保育状況

就学前児童の保育状況を見ると、「幼稚園に通っている」が47.8%と最も多く、以下「保育所に通っている」(40.7%)、「家庭等で保護者が見ている」(10.2%)と続いています。全体的には幼稚園や保育所、認可外保育施設といった施設に通っている人の割合が約9割を占めています。

### (3) 就学前児童の今後の保育意向

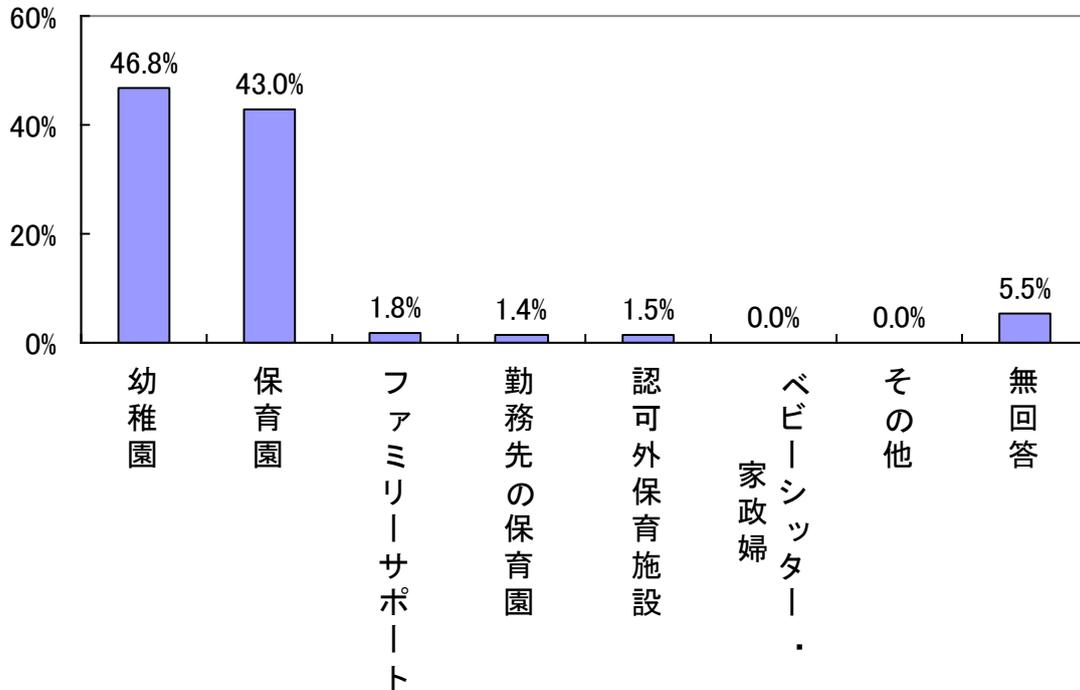


資料：伊東市次世代育成支援行動計画ニーズ調査

図 10 就学前児童の今後の保育意向

今後の保育意向を見ると、「現在のまま、サービスを利用したい」が68.8%と最も多く、以下「延長保育、預かり保育や曜日を増やすなどして利用したい」が12.8%、「今後は保育所や幼稚園、ベビーシッターなどを利用したい」が7.7%、「利用しない」が6.2%となっています。全体的には、約9割の人が今後も何らかの保育サービスを利用することを希望しています。

#### (4) 今後利用したい保育サービス

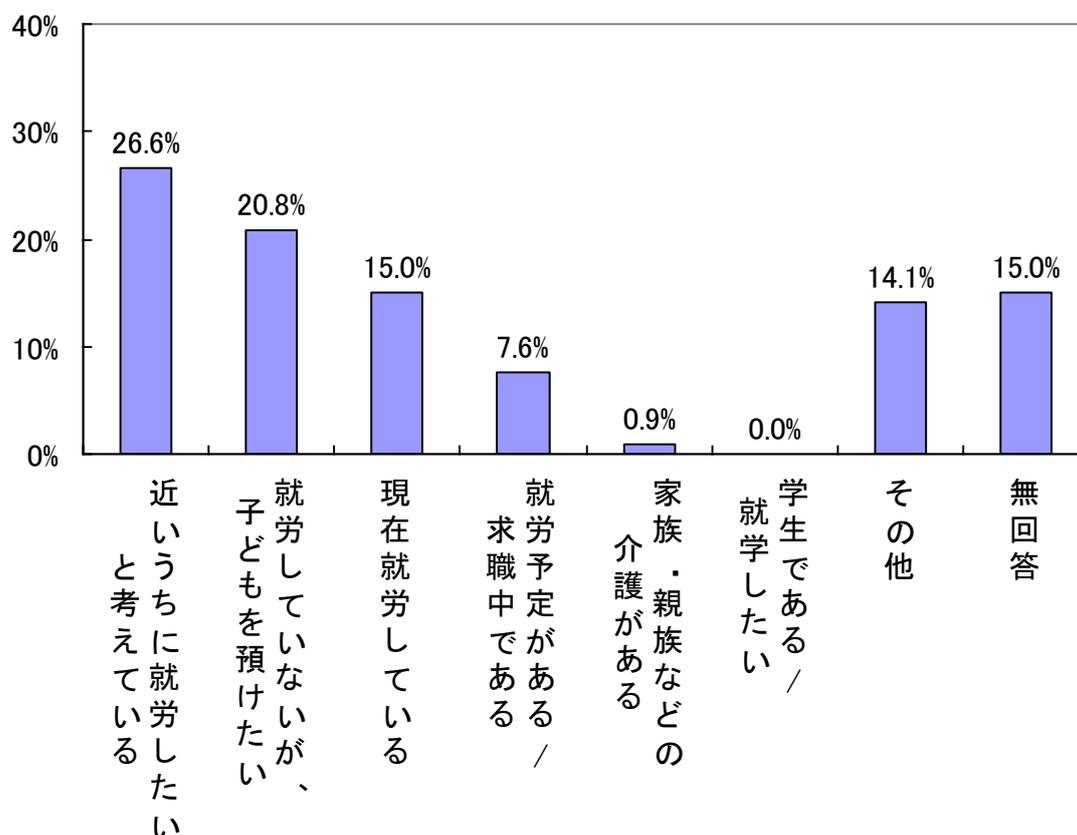


資料：伊東市次世代育成支援行動計画ニーズ調査

図 11 今後利用したい保育サービス

利用したい保育サービスは、「幼稚園」が 46.8%と最も多く、次いで「保育所」が 43.0%と大半を占めています。以下「ファミリーサポート」が 1.8%、「認可外保育所」が 1.5%、「勤務先の保育園」が 1.4%となっています。

(5) 保育サービスを利用したい理由



資料：伊東市次世代育成支援行動計画ニーズ調査

図 12 保育サービスを利用したい理由

保育サービスを利用したい理由については、「近いうちに就職したいと考えている」が26.6%と最も多く、以下「就労していないが、子どもを預けたい」が20.8%、「現在就労している」が15.0%、「就労予定がある/求職中である」が7.6%となっており、就労中又は就職希望の母親は約半数を占めています。

## 6 まとめ

本市は観光立市であり、産業が大きく観光業に依存しているため、就業者は、旅館・ホテル等の宿泊施設や主に来遊・宿泊客を対象とした観光施設や飲食業等のサービス産業での就労が中心となっています。

しかし、景気低迷とレジャーの多様化及び全国総観光地化による観光業の不振が続き、結果として、市民所得の減少へとつながっています。そのため、養育を必要とする児童がいる世帯での家計収入の補てんのために就労を希望する母親が増加し、保育所需要を高め、待機児童解消に至らない要因の一つとなっていると思われます。

さらに、本市における離婚率の高さからも推測されますが、母子家庭となった場合にあっては、経済的理由から就労せざるを得ない状況があることから、保育需要を一層高めています。

これらのことから、母子家庭に対して児童扶養手当等の経済的支援のほかに、就労支援策が必要となってきています。

また、就労形態の多様性にも配慮した保育所のあり方や保育方法の見直しとともに、在宅保育を行う母親への子育てに関するアドバイス等の子育て支援の方策として、子育て支援センター事業内容の充実や各地区の公共施設を利用した子育て講座など、地域での活動が求められてきています。



## 第3章 具体的施策

### 1 地域における子育て支援の推進

少子化と三世帯世帯の減少や近隣住民との関係の希薄化などによって、家庭や地域における子育て力が低下し、子育てによる母親自身の自由な時間が減少してしまい、母親の子育ての負担、悩みが増大しています。

これを軽減・解消していくため、地域における子育てに関する相談・支援体制を整備し、保育サービスの充実、子育てへの理解を図り、子育てに関する情報や交流の場の提供を推進し、地域一体となった子育て支援に総合的に取り組んでいくことが必要となってきます。

#### (1) 子育て支援におけるサービスの充実

親同士の交流や情報交換、子ども同士の交流、親の不安や孤立感を相談する体制を充実させるなど、地域における子育て支援体制を整備し、子育てしやすい環境づくりを推進します。また、それに合わせて、子育て家庭のニーズに十分対応できるように、人材の確保・育成に努めます。

#### 施策番号 事業名

- 1 育児サークルの育成・支援
- 2 子育て支援センター事業の充実
- 3 学童クラブ運営の充実
- 4 学童クラブ指導員の育成支援
- 5 児童健康支援一時預かり事業の充実
- 6 特定保育事業の充実
- 7 幼稚園を拠点とする支援活動事業の推進
- 8 シルバー人材センター・女性連盟の育児支援サービスの充実

## 8-1 ファミリー・サポート・センター事業の推進

### (2) 保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化に合わせて、延長保育などのサービスを充実させることで親の要望に迅速に対応し、子育て家庭の負担軽減と支援を図り、安心して就労できる体制の整備を推進します。

また、人材の資質の向上と育成を図ることによって、適切なサービスの提供が充実され、それによって児童の健全な育成が促進されます。

#### 施策番号 事業名

- 9 乳幼児保育の民間保育所での実施
- 10 保育所の整備促進
- 11 乳幼児保育を実施している認可外の民間保育所への助成の充実
- 12 乳児保育・障害児保育の充実
- 13 緊急一時保育の充実
- 14 休日保育の充実
- 15 延長保育の充実
- 16 第三者評価委員制度の導入

### (3) 児童の健全育成

公共施設などを活用することで地域の子育て力を活性化させ、子どもの自主性・社会性・創造性を高め、地域の諸団体と連携の上、各種イベントなどへの参加を促進し、児童の健全育成を支援します。

また、ひとり親家庭への相談・援助体制の充実を図ります。

#### 施策番号 事業名

- 17 スポーツ少年団の育成
- 18 公共施設を利用した講座・教室の開設事業への支援

- 19 図書館活動の充実
- 20 都市公園の整備充実
- 21 児童館活動の充実
- 22 学校開放事業の推進
- 23 遊びのリーダー養成事業への支援
- 24 ひとり親家庭への相談・援助体制の充実
- 25 児童育成関係団体の活動支援
- 26 保健委員連絡協議会の育成
- 27 心配ごと相談事業
- 28 民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会事業への支援
- 29 遊び場の提供

#### (4) 子育て支援団体のネットワークづくり

子育てに関する情報の提供や子育て家庭への理解を深めるための活動を推進し、ネットワークづくりを活性化させ、地域一体となった子育て支援体制を整備します。

#### 施策番号 事業名

- 30 子育て支援に関する相談窓口の設置などサポート体制の検討
- 31 子育て支援に関する支援サービスなどの情報提供

## 2 母親と乳幼児等の健康の確保及び増進

少子高齢化、核家族化、就労する女性の増加などによって、子育ての環境が大きく変化し、子育て上の悩みや不安を抱える母親や虐待などで、子どもへの接し方にも影響が現れています。

このため、健やかな乳幼児期を過ごせるよう、子どものみならず親の健康管理に努め、育児ストレスや不安の早期発見、母親同士の交流の場を提供し、適

切な育児が行われるように保健指導の実施など、親子が心身ともに健やかに生活できる環境づくりを推進します。

#### (1) 子どもや母親の健康の確保

子どもが心身ともに健全に発育し、保護者が安心して不安や悩みのない状態で育児できるよう、個々の状況に合わせた支援体制を整備するとともに、適切な保健指導によって親子の健康保持・増進に努めます。

##### 施策番号 事業名

- 32 妊婦健康診査の充実
- 33 マタニティ教室の充実
- 34 家庭訪問の充実
- 35 乳児健康診査の充実
- 36 乳児教室の充実
- 37 幼児健康診査の充実
- 38 母子保健相談の充実
- 39 乳幼児育児不安等対策事業の充実

#### (2) 食育の推進

地域の子どもたちの健康状態・欠食状態などの改善には食事が大切であることを、栄養士などによる個別指導、食品安全教室などを実施・開催し啓蒙することで、食を通しての児童の健康の確保に努めます。

##### 施策番号 事業名

- 40 健康づくり食生活推進協議会の育成
- 41 地域における食に関する学習の機会の充実

### (3) 思春期保健対策の推進

思春期における妊娠中絶など、性行動にかかわる問題や薬物乱用、喫煙、飲酒、過剰なダイエットなどの問題は、将来父となり母となり、さらには中高年に至るまで影響することから、思春期の子どもに対して、命の大切さや思いやりの心を育てる環境づくりを推進します。

さらに、医薬品の正しい知識の普及、薬物乱用による弊害などの周知を図ります。

#### 施策番号 事業名

42 薬学講座の開催

43 思春期における母子保健体験学習の開催

### (4) 小児医療の充実

医療費が助成されることで経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを図るとともに、緊急時にも安心して受診できる救急医療体制を整備することで、乳幼児保健の向上に努めます。

#### 施策番号 事業名

44 子育て支援医療費助成の充実

45 未熟児医療費助成の充実

46 小児救急医療の充実

## 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

「輝く！健康！伊東大好き！伊東っ子（人間）！」の育成を目指す伊東市の教育方針の下、自分や伊東に自信、愛着、責任を持ち、夢や志をかなえようと学ぶ、心身ともに健康で輝いている子ども（人間）、自分・伊東・日本・世界・

宇宙が大好きな子ども（人間）となるよう、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を明確にし、連携・融合を深める中で、子どもをはぐくむ教育環境の整備を図ります。

#### （１）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

体験学習など異なる年齢や地域との交流をとおして、「生きる力」をはぐくみ、地域の特色を生かした、温かさと潤いのある学校づくりを推進します。また、学校評価の実施、適応教室・教育相談室の実施などにより、児童の健全育成を図ります。

#### 施策番号 事業名

- 47 ゆとりのある幼児教育・学校教育の推進
- 48 地域と学校の連携による奉仕活動・体験活動推進事業の展開
- 49 青少年（団体）活動の充実
- 50 援助を必要とする家庭への支援
- 51 体育実技研修会・心肺蘇生実技講習会の実施
- 52 スポーツエキスパート活用事業の促進
- 53 体育時間における保健・健康学習の充実
- 54 学校評議員の設置促進
- 55 教職員の能力の向上
- 56 学校施設の整備促進
- 57 幼児教育に関する情報提供の推進
- 58 幼稚園－小学校の連携体制の確立
- 59 未就園児のための施設活用の充実
- 60 私立保育園への支援

## (2) 家庭や地域の教育力の向上

家庭・学校・地域を巻き込み、課外活動や情報交換の場を提供することで、子どもの成長の基盤となる家庭の教育力の向上を図ります。

また、子育て相談の体制を整備し、子育ての不安や悩みを軽減・解消することを図るとともに、男性の育児への参加の啓発を行うことで、家庭の教育力の向上を推進し、サークル活動などをとおして、地域全体の教育力を向上させることに努めます。

### 施策番号 事業名

- 61 家庭教育学級の推進
- 62 子育てアドバイザー・ボランティアの育成
- 63 伊東市育英奨学金制度
- 64 各種支給貸付制度の活用啓発

## (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、有害情報の氾濫や成長の過程での社会経験の欠如など多くの問題が生じており、青少年を健全に育成する上で悪影響が懸念されることから、関係機関・学校・家庭・地域社会などが相互の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

### 施策番号 事業名

- 65 有害情報の排除等、社会環境の整備

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子育てをするためには、居住環境・道路環境・公共施設などのユニバーサルデザイン化を念頭に置き、市民・関連業者・行政が一体となった住ま

いづくり・まちづくりを推進していく必要があります。

このため、安心して子育てをすることができる安全なまちづくりを推進し、高齢者や身体障害者だけでなく、誰もが安心して生活ができるように、生活環境の整備に努めます。

#### (1) 良質な住宅と良好な居住環境の整備

「伊東市住宅マスタープラン」に基づいて、住まいづくりに関する「情報収集・提供・管理」「窓口相談」「住まい・まちづくりに関する取組みへの普及・啓発」「住宅市場や市民ニーズ等の調査・研究」を行い、21世紀にふさわしい、市民・関連業者・行政が一体となった住まいづくり・まちづくりを推進します。

##### 施策番号 事業名

66 伊東市住宅マスタープラン、伊東市公営住宅長寿命化計画

#### (2) 安全・安心うるおいのあるまちづくりの推進

交通弱者だけでなく、誰もが安全・安心に利用できるユニバーサルデザイン化を目指した道路環境及び公共施設の整備を推進します。

##### 施策番号 事業名

67 道路交通環境調査の実施

68 「あんしん歩行エリア」など道路等の整備

69 思いやりのある街路事業の推進

70 公共施設の整備充実

71 空き店舗等を利用した託児施設整備の推進

72 防犯等の整備促進

73 静岡県グリーンバンク事業（花と緑の街並みづくり事業）の推進

## 5 就労と子育てとの両立の推進

就労する女性の増加や就労形態の多様化によって、子育てに対する要望も変化してきたため、就労と子育てとの両立が求められています。

このため、関連法制度の普及などに取り組むなどの職場環境の整備、男性への育児参加の啓発などを実施し、育児休業への協力など、職場における子育てへの理解が深まるよう努めます。

### (1) 子育てを支援する就労環境の整備

各種組合や事業主に対して、育児休暇制度、介護休暇制度、再雇用等の普及を働きかけ、事業者と就労者が協力して、勤務条件や雇用環境の整備に努めるよう意識の変革を促します。

また、個々人に合わせて職業訓練を実施するなど、再雇用の機会を創出するだけでなく雇用促進も図ります。

#### 施策番号 事業名

- 74 育児休業制度の普及・啓発
- 75 再雇用をはじめ、雇用条件の弾力化の啓発
- 76 職場における勤務条件などの整備の啓発
- 77 男性の育児への参加の啓発

## 6 子どもの安全の確保

関係機関と連携し、子どもの視点から安全性を考慮した施設の整備・交通環境の改善・交通安全対策などを充実し、安心して住めるまちづくりを推進していきます。

## (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通安全を確保するために、交通安全指導員などによる交通安全教室の開催など、効果的に交通安全意識の啓発・高揚に努めます。

### 施策番号 事業名

78 交通安全教育の推進

79 交通安全指導者・団体等の育成

## (2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪などから守るため、関係機関・団体と連携・協力し、安全なまちづくりを推進していく必要があります。

このため、安全なまちづくりを推進するため、防犯まちづくりの組織化に努めます。

### 施策番号 事業名

80 自主防犯活動促進のための情報提供

81 防犯意識の高揚

82 地域安全推進員等による防犯パトロール

83 防犯教室の実施

84 「かけこみ子ども 110 番の家（通称パンダの家）」など緊急避難場所の設置促進

## 7 支援を必要とする子どもや家庭への対応など

### きめ細やかな取組の推進

少子化や核家族化の進展に伴い、隣近所とのかかわりが薄れ、子育て経験者からのアドバイスを受ける機会が少なくなっています。育児の負担は母親にの

しかかり、育児の孤立化が進み、育児不安や子どもの発達に関する相談が増えています。

このため、特に支援が必要な子どもや家庭へのきめ細やかな対応を、地域全体で支えることができるように努めます。

#### (1) 児童虐待防止策の充実

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応・迅速かつ適切な保護、家族の支援・アフターケアに至るまで、関係機関との連携により、切れ目のない総合的な支援体制の整備を図ります。

##### 施策番号 事業名

85 要保護児童対策地域協議会による情報連携

#### (2) 障害児施策の充実

障害児の安全と保護者の不安・孤立感の解消に努めるとともに、健常児と障害児が同一環境で保育されるノーマライゼーション（注）の実施を図り、障害児の健全な成長・発達の支援を推進します。

また、心身の障害の早期発見・治療・療育、未受診者への対策などを充実させるため、専門的知識や技能を有する人材の確保を併せて目指します。

##### 施策番号 事業名

86 療育相談事業を充実、障害の早期発見・療育

87 乳幼児健康診査事後相談会の開催

88 乳児健康診査の充実

89 障害児への自立支援事業

90 指定児童発達支援事業所（さくら保育園）の充実

91 保育所や放課後児童クラブでの障害児の受け入れ促進

(注) 障害（児）者などが健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策

## 第4章 施策の展開

### 1 地域における子育て支援の推進

#### (1) 子育て支援におけるサービスの充実

No.	事業名	内容	担当課
1	育児サークルの育成・支援	母親同士の交流や講習会をとおして、悩みや不安の軽減を図るとともに、育児を支え合う仲間づくりを支援します。	健康医療課
2	子育て支援センター事業の充実	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	幼児教育課
3	学童クラブ運営の充実	健全育成活動を行う学童保育クラブの運営費に対し、助成を行います。	幼児教育課
4	学童クラブ指導員の育成支援	学童クラブの指導員を各種研修会等へ派遣することにより、指導員の資質の向上を図ります。	幼児教育課
5	児童健康支援一時預かり事業の充実	病気回復期にあるが、集団保育が困難で、保護者の都合で自宅での保育が難しい場合、一定期間施設で預かります。	幼児教育課
6	特定保育事業の充実	当該児童を保育することができないと認められる場合において、必要な日時に保育を行い、児童の福祉の向上を図ります。	幼児教育課
7	幼稚園を拠点とする支援活動事業の推進	子育てに不安を持つ親の相談、入園前教育に関する相談、在園児教育に関する相談を行います。	幼児教育課
8	シルバー人材センター・女性連盟の育児支援サービスの充実	子育てについて助け合う会員組織を形成することで、親の育児を支援します。	産業課 生涯学習課

No.	事業名	内容	担当課
8-1	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を受けたい者と育児の援助ができる者からなる有償ボランティアの会員組織「伊東市ファミリー・サポート・センター事業」を推進します。	健康医療課

## (2) 保育サービスの充実

No.	事業名	内容	担当課
9	乳幼児保育の民間保育所での実施	市内の民間保育所を活用して保育サービスの拡充に努めます。	幼児教育課
10	保育所の整備促進	民間事業者に対し、施設整備補助を国県とともに行うことにより事業の円滑な進行を図ります。	幼児教育課
11	乳幼児保育を実施している認可外の民間保育所への助成の充実	要保護児童に適切な保護を加える暫定措置として、一定水準以上の認可外の民間保育所に対し、補助します。	幼児教育課
12	乳児保育・障害児保育の充実	全年齢を保育することにより、保護者の就労を支援します。障害児保育により、ノーマライゼーションを目指します。	幼児教育課
13	緊急一時保育の充実	専業主婦家庭等の育児疲れ解消、勤務形態の多様化に伴う一時的な保育への対応や、保護者の傷病、入院等により緊急に保育を必要とする就学前の児童の保育を行います。	幼児教育課
14	休日保育の充実	休日保育については、市内全園で既に実施しており、引き続き休日労働の保護者の子育て支援の推進を図ります。	幼児教育課
15	延長保育の充実	保育時間延長を実施し、早期又は夜間の保育を通して、就労者の負担の軽減と子育て支援を行います。	幼児教育課

No.	事業名	内容	担当課
16	第三者評価委員制度の導入	利用者の立場に立った良質な保育サービス提供のため、自己評価の結果に基づき、利用者の意見を基に第三者評価事業を委託して行います。	幼児教育課

### (3) 児童の健全育成

No.	事業名	内容	担当課
17	スポーツ少年団の育成	伊東市スポーツ少年団指導者協議会を設立し、少年団の活動を支援します。	生涯学習課
18	公共施設を利用した講座・教室の開設事業の支援	市内の公共施設を利用し、児童対象の様々な講座・教室などの体験学習を実施し、子どもの健全育成を支援します。	生涯学習課
19	図書館活動の充実	おはなしの会やおはなし大会、お話宅急便を実施し、子どもたちに本に親しんでもらうことによって、お話や本の楽しさを知ってもらいます。	生涯学習課
20	都市公園の整備充実	都市計画公園を身近な広場として整備を図ります。	都市計画課
21	児童館活動の充実	児童厚生員が子どもの自主性・社会性・創造性を高める遊びを指導します。中高生に対しては、次代の指導員としての育成を図ります。	健康医療課
22	学校開放事業の推進	市内小中学校において、学校教育に支障の無い範囲で屋内運動場・屋外運動場及び屋内プールを市民に開放し、スポーツ活動の推進を図ります。	生涯学習課
23	遊びのリーダー養成事業への支援	子どもにとっての遊びの重要性を啓発し、遊びのリーダーの育成活動を支援します。	生涯学習課

No.	事業名	内容	担当課
24	ひとり親家庭への相談・援助体制の充実	市内在住の母子・父子家庭等の悩みや不安等の相談業務に日常的に応じており、一緒に問題解決に当たります。	健康医療課
25	児童育成関係団体の活動支援	児童の健全育成を目的に、各種イベントへの参加や研修会等の諸活動を通じて母親の連携を促進するとともに、親子のふれあいを高めます。	健康医療課
26	保健委員連絡協議会の育成	4～6か月児・7～8か月児・10～12か月児・2歳児とその親を対象とした教室において、児の世話等を保健委員連絡協議会に依頼します。	健康医療課
27	心配ごと相談事業	伊東市民生委員・児童委員が心配ごと相談員となり、相談を受け付けます。	社会福祉課
28	民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡協議会への支援	主任児童委員が連絡会を組織し、2か月に1度定例会を開き、活動報告や意見交換を行っているほか、自主研修や、自主活動を行います。	社会福祉課
29	遊び場の提供	保育終了後、未就園児に園庭開放をし、遊び場の提供を行います。	幼児教育課

#### (4) 子育て支援団体のネットワークづくり

No.	事業名	内容	担当課
30	子育て支援に関する相談窓口の設置などサポート体制の検討	子育てに悩みや不安を持つ親の相談にのる家庭児童相談室で対応します。	健康医療課
31	子育て支援に関する支援サービスなどの情報提供	子育てに関する情報提供を随時行います。	幼児教育課

## 2 母親と乳幼児等の健康の確保及び推進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

No.	事業名	内容	担当課
32	妊婦健康診査の充実	妊婦及び胎児の異常の早期発見及び異常出産、未熟児発生の予防等のための保健指導が受けられるよう、委託契約した医療機関が実施します。	健康医療課
33	マタニティ教室の充実	妊娠中からの交流や講演会の開催により、妊婦の不安を軽減し、出産・育児に対して積極的に臨めるよう援助します。	健康医療課
34	家庭訪問の充実	新生児や乳幼児とその家族に対し、保健指導を行い、母子が健康を保持し、子どもの発育・発達に応じた育児が行われるよう訪問指導を実施します。	健康医療課
35	乳児健康診査（4か月児・10か月児）の充実	乳児の健康の保持増進を図るため、委託契約した医療機関が実施します。	健康医療課
36	乳児教室（すこやか育児教室・2歳児健康教室）の充実	保護者に乳幼児の成長・発達及び育児についての知識や情報を提供し、乳幼児の健全な育成を図ります。	健康医療課
37	幼児健康診査の充実	専門スタッフによる健康診査を実施し、異常の早期発見や健康の保持・増進のための助言を行います。	健康医療課
38	母子保健相談の充実	地域に保健師等が出向き、居場所及び交流の場として「サロン」を提供し、育児相談や身体計測を実施する中で、地域の人々とのつながりを作り、乳幼児が健やかに成長することを図ります。	健康医療課
39	乳幼児育児不安等対策事業の充実	毎月1回遊びの教室を開催し、親子の様子を把握するとともに、親子の健全な心の関係づくりを図ります。	健康医療課

## (2) 食育の推進

No.	事業名	内容	担当課
40	健康づくり食生活推進協議会の育成	小学生や、子育て中の母親を対象とした教室・講習会等の開催を、健康づくり食生活推進協議会に委託して行います。	健康医療課
41	地域における食に関する学習の機会の充実	コミュニティセンター等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組により、食事の大切さを学んでもらうための学習機会や情報提供に努めます。	幼児教育課

## (3) 思春期保健対策の推進

No.	事業名	内容	担当課
42	薬学講座の開催	医薬品の正しい知識の普及、薬物の乱用による弊害の周知のために、薬学講座を各中学校で開催します。また、薬物濫用防止意識の高揚に努めます。	教育指導課
43	思春期における母子保健体験学習の開催	乳児とのふれあい体験を行うことで、思春期から父性や母性を育て、将来に備えます。	健康医療課

## (4) 小児医療の充実

No.	事業名	内容	担当課
44	子育て支援医療費助成の充実	乳幼児が入・通院した場合及び小・中学生が入院した場合、その保護者に対し助成することにより、乳幼児保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ります。	健康医療課

No.	事業名	内容	担当課
45	未熟児医療費助成の充実	出生時の体重が 2,000g 以下又は身体の発達が未熟なまま出生した乳児に対して、早期に適切な治療を受けることで、乳児の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	健康医療課
46	小児救急医療の充実	伊東市医師会に委託し、夜間救急医療センターにおいて、小児を含む救急医療に対応します。	健康医療課

### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

No.	事業名	内容	担当課
47	ゆとりのある幼児教育・学校教育の推進	一人一人の生きる力をはぐくみ、温かさや潤いのある学校づくりを推進します。	教育指導課
48	地域と学校の連携による奉仕活動・体験活動推進事業の展開	ホームページ開設、情報誌による情報発信、啓発活動・体験活動を推進します。	生涯学習課
49	青少年（団体）活動の充実	青少年団体等への補助を充実させます。	生涯学習課
50	援助を必要とする家庭への支援	不登校児のための適応指導教室、家庭児童相談室や教育相談室における相談・指導を充実させます。	教育指導課 健康医療課
51	体育実技研修会・心肺蘇生実技講習会の実施	小中学校教職員を対象に、体育実技研修会や心肺蘇生法実技講習会等を実施します。	教育指導課
52	スポーツエキスパート活用事業の促進	運動部活動の指導に、外部指導者の活用を図り、地域社会との連携を深めた運動部活動の推進を図ります。	教育指導課

No.	事業名	内容	担当課
53	体育時間における保健・健康学習の充実	体育の時間による保健・健康学習の授業を実施します。	教育指導課
54	学校評議員の設置促進	学校が家庭や地域住民の信頼にこたえ、連携協力して教育活動を展開します。	教育指導課
55	教職員の能力の向上	魅力ある授業を実践し、「確かな学力」を育成するため、教科指導力向上研修の充実を図ります。	教育指導課
56	学校施設の整備促進	教育環境の向上や、老朽化した施設を改善するため、学校施設を整備します。	教育総務課
57	幼児教育に関する情報提供の推進	園や地域の特色を取り入れ、各園ごとに“しおり”を作成し、未就園児に配布することで、幼稚園教育の理解を深めていきます。	幼児教育課
58	幼稚園－小学校の連携体制の確立	小学校区単位で、幼稚園と保育所と小学校が交流研修を進めます。	教育指導課
59	未就園児のための施設活用の充実	幼稚園行事への参加を呼びかけたり、幼稚園児と遊んだり、子育て相談を実施することで、未就園児の施設活用を促進します。	幼児教育課
60	私立保育園への支援	在園児の経済的負担を軽減するため等、教材費、研究費、運営費の一部を補助します。	幼児教育課

## (2) 家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	内容	担当課
61	家庭教育学級の推進	子どもの成長の基盤となる家庭の教育力の向上を図るための事業を推進します。	生涯学習課
62	子育てアドバイザー・子育てボランティアの育成	子育てに関するサークルの作り方から運営までを、先輩が希望にそったアドバイスをしてくれる制度を確立し、アドバイザー・ボランティアを育成します。	健康医療課

No.	事業名	内容	担当課
63	伊東市育英奨学金制度	本市に居住する在學生で、心身健全・成績優良で学業の支弁が困難な人に、奨学金を支給もしくは貸与します。	教育総務課
64	各種支給貸付制度の活用啓発	経済的に困窮している母子家庭や父子家庭で、子どもの進学又は生活費に不足が生じている場合、貸付制度の活用を促すために啓発を図ります。	健康医療課

### (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No.	事業名	内容	担当課
65	有害情報の排除等、社会環境の整備	伊東市青少年補導センターによるゲームセンター等への県下一斉立入調査を行い、青少年の非行を未然に防止するとともに、地域の実態に即した環境整備に努めます。	生涯学習課

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 良質な住宅と良好な居住環境の整備

No.	事業名	内容	担当課
66	伊東市住宅マスタープラン、伊東市公営住宅長寿命化計画	21世紀にふさわしい、市民、住宅・まちづくり関連業者が行政と一体となった住まいづくり・まちづくりを積極的に促進していく拠点の創設を目指します。	都市計画課 建築住宅課

### (2) 安全・安心うるおいのあるまちづくりの推進

No.	事業名	内容	担当課
67	道路交通環境調査の実施	地域からの要望に対し、関係機関と連携し、交通事故の発生につながる道路環境や交通安全施設等の調査・研究等を行います。	危機対策課
68	「あんしん歩行エリア」など道路等の整備	「あんしん歩行エリア」内の交通事故多発箇所の安全対策（交差点改良）や、子どもなど交通弱者に対する安全対策（歩道整備）を図ります。	建設課
69	思いやりのある街路事業の推進	高齢者や子どもなど誰でもが安心して歩ける広い歩道のある道路づくりを目指します。	都市計画課
70	公共施設の整備充実	市役所本庁舎におけるベビーベッド、授乳室の設置などの整備等を図ります。	庶務課
71	空き店舗等を利用した託児施設整備の推進	子育て中の親が商店街で買い物や所用の際、乳幼児を一時預かりのできる施設（カルチャースクールなど）の事業を、関係機関と協議し展開します。	産業課

No.	事業名	内容	担当課
72	防犯等の整備促進	各地区（行政区・町内会）から要望があったものに対し、予算内で防犯灯の設置費用の一部を助成します。	市長公室課
73	静岡県グリーンバンク事業（花と緑の街並みづくり事業）の推進	地域の緑化ボランティア団体に春秋の年2回、花の種子・球根及び苗木を配布します。	観光課

## 5 就労と子育てとの両立の推進

### （1）子育てを支援する就労環境の整備

No.	事業名	内容	担当課
74	育児休業制度の普及・啓発	従業員の育児休業の雇用環境及び労働条件の整備などを行います。	産業課
75	再雇用をはじめ、雇用条件の弾力化の啓発	離転職者の再就職のために相談会を開催し、再就職への道を開く機会を創出するとともに雇用促進を図ります。	産業課
76	職場における勤務条件などの整備の啓発	労働者が適切な処遇を受けられるように育児休業の啓発を進めるとともに、雇用環境や労働条件、情報提供や相談に応じる体制を整備していきます。	産業課
77	男性の育児への参加の啓発	伊東市男女共同参画「明日を奏でるハーモニープラン」を推進します。	市長公室課

## 6 子どもの安全の確保

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

No.	事業名	内容	担当課
78	交通安全教育の推進	交通安全指導員による交通安全教室等により、効果的な交通安全教育を実施します。	危機対策課
79	交通安全指導者・団体等の育成	交通安全指導を実施し、歩行者等の安全な通行及び交通安全思想の啓発・高揚を図ります。	危機対策課

### (2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

No.	事業名	内容	担当課
80	自主防犯活動促進のための情報提供	子どもが犯罪等の被害に遭わないための安心・安全マップの作成及び配布を行います。	危機対策課
81	防犯意識の高揚	地域安全ニュース「さくら並木」の配布により、住民の防犯意識を高めます。	危機対策課
82	地域安全推進員等による防犯パトロール	自主防犯活動を行うことで、地域住民の防犯意識を高めます。	危機対策課
83	防犯教室の実施	犯罪から子どもを守るための防犯教室を実施します。	危機対策課
84	「かけこみ子ども 110 番の家」(通称パンダの家) など緊急避難場所の設置促進	小学校区に緊急避難場所を設置することで、子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを推進します。	生涯学習課

## 7 支援を必要とする子どもや家庭への対応など

### きめ細やかな取組の推進

#### (1) 児童虐待防止策の充実

No.	事業名	内容	担当課
85	要保護児童対策地域協議会 による情報連携	児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応により、より効果的な支援を行うため、要保護児童対策ネットワークの組織強化を図ります。	健康医療課

#### (2) 障害児施策の充実

No.	事業名	内容	担当課
86	療育相談事業の充実、障害 の早期発見・療育	療育教室は、子どもの発達を促すためのかわり方を学ぶとともに、保護者の悩み事や相談ごとを話し合う場として開催します。	健康医療課
87	乳幼児健康診査事後相談会 の開催	発育・発達及び育児環境等について、経過観察や援助が必要な乳幼児に対して、集団遊びや個別相談を通して、成長、発達を促します。	健康医療課
88	乳児健康診査の充実	健康問題を持った乳児を早期に発見し、心身障害の進行を未然に防止するとともに、育児に関する適切な支援を行い、乳児の健康の保持増進を図ります。	健康医療課
89	障害児への自立支援事業	自立支援法に基づき、ヘルパーが移動支援、居宅介護等を行い、保護者の精神的・体力的負担の軽減を図ります。	健康医療課
90	指定児童発達支援事業所 (さくら保育園)の充実	指定児童発達支援事業所へ保護者のもとから通わせ、日常必要な習慣を養い、その心身の発達を助長し、もって親子の福祉向上を図ります。	幼児教育課

No.	事業名	内容	担当課
91	保育所や放課後児童クラブ の障害児の受け入れ促進	保育園や放課後児童クラブでの障害を持つ児童の受け入れの充実を図ります。	幼児教育課

## 第5章 特定事業の展開

### 1 目標事業量の考え方

平成21年4月に実施しました「伊東市次世代育成支援に関するニーズ調査」結果や人口推計を基に導き出された、本市の設定する数値目標（平成26年度における目標事業量）に対する考え方は、以下のとおりです。

#### (1) 通常保育事業における目標事業量について

平成21年4月1日現在の市内9園の定員は、890人のところ882人を入所措置しています。0歳児から5歳児の推計人口は減少するものと見込まれますが、保育需要の高まりから、平成26年度の保育需要は、860人と設定しました。

#### (2) 延長保育事業における目標事業量について

延長保育事業の目標事業量については、ニーズ調査の結果を踏まえ、平成26年度の目標事業量は、公営1園による後延長（11時間の開所時間の終期より後の延長）と、民営5園による後延長の実施により、計6か所としました。

#### (3) 夜間保育事業における目標事業量について

ニーズ調査結果から推計される夜間保育の26年度推計ニーズ量は4人と少なく、目標事業量は「0」と設定しました。

#### (4) 子育て短期支援事業における目標事業量について

子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の26年度推計ニーズ量は、21時以降は皆無であることから、通常保育又は延長保育で対応可能と判断し、目標事業量は「0」と設定しました。

(5) 休日保育事業における目標事業量について

休日保育事業における利用者数は、保育需要の高まりを見込み、1園当たり定員15人とし、目標事業量は保育所9園による実施により、9施設・135人と設定しました。

(6) 放課後児童健全育成事業における目標事業量について

放課後児童健全育成事業は、平成21年度現在7クラブとなっています。保育需要の高まりから、1施設の定員を30人とし、目標事業量は210人の定員と設定しました。

(7) 乳幼児健康支援一時預かり事業における目標事業量について

乳幼児健康支援一時預かり事業については、ニーズ調査の結果から、全くの養護に欠ける状態の理由（仕方なく子連れで仕事した、仕方なく子どもだけで留守番させた等）によるニーズ量は、平成26年度で2,000日あり、開所日数300日で割ると6.7人となります。保育需要の高まりから、目標事業量を2施設としました。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）における目標事業量について

子育て短期支援事業（ショートステイ）については、宿泊可能な養護施設が川奈臨海学園しかないことから、当該施設での利用を想定し、目標事業量を設定しませんでした。

(9) 一時保育事業における目標事業量について

一時保育事業は、推計ニーズ量を基に、4か所・定員30人と目標を設定しました。

(10) 特定保育事業における目標事業量について

特定保育事業は、推計ニーズ量を基にした目標事業量で、1施設と設定しました。

(11) ファミリー・サポート・センター事業における目標事業量について

ファミリー・サポート・センター事業については、同事業に代わる同様な事業として、女性連盟やシルバー人材センターによる育児支援サービスが行われていることから、目標事業量として設定しませんでした。女性連盟のサポート伊東は平成24年度をもって事業を終了し、シルバー人材センターのいそひよどり事業は現在行われていないことから平成25年度伊東市ファミリー・サポート・センターを開設することにより、目標事業量を1か所とします。

(12) 地域子育て支援拠点事業における目標事業量について

市内の中学校は5校あり、子育て支援センターは1中学校区1か所の整備目標からは、5か所を整備することとなります。既存の支援センター5か所を継続することとし、5か所の目標事業量を達成します。

(13) 児童館事業における目標事業量について

市内に設置された2か所の児童館により、目標事業量を達成します。

以上の考えを基本として、施策の推進に関しましては、今後の本市の財政状況や、国や県における施策の展開を踏まえつつ、数値目標の達成に努めていきます。

## 2 特定事業の展開（目標事業量）

	事業名	区分	平成 20 年度 （実績）	平成 26 年度 （目標事業量）
1	通常保育事業	定員（児童数）	890 人	890 人
2	延長保育事業	か所数	3 か所	6 か所
3	夜間保育事業	か所数	0 か所	0 か所
4	子育て短期支援事業	か所数	0 か所	0 か所
5	休日保育事業	か所数	9 か所	9 か所
6	放課後児童健全育成事業	定員（児童数） か所数	210 人 7 か所	210 人 7 か所
7	乳幼児健康支援一時預かり事業	か所数	1 か所	2 か所
8	子育て短期支援事業	か所数	0 か所	0 か所
9	一時保育事業	定員（児童数） か所数	30 人 3 か所	30 人 4 か所
10	特定保育事業	か所数	1 か所	1 か所
11	ファミリー・サポート・センター事業	か所数	0 か所	1 か所
12	地域子育て支援センター事業	か所数	5 か所	5 か所
13	児童館事業	か所数	2 か所	2 か所

### 3 特定事業の内容について

#### (1) 通常保育事業

保護者が就労等のために、日中に家庭において十分に保育できない児童を認可保育所で保育します。それぞれの保育施設で通常保育における開始時間及び終了時間が異なるため、午前 8 時から午後 7 時までを通常保育時間として整理しています。

#### (2) 延長保育事業

保護者の始業・終業時間や通勤等により、通常保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行います。

#### (3) 夜間保育事業

保護者の就労形態や就業時間の多様化に対応するため、夜間延長して保育を行います。

#### (4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行います。

#### (5) 休日保育事業

日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中に保育できない児童を認可保育所で保育します。

#### (6) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭や母子・父子家庭など、放課後に家に帰っても保護者等がいない児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供します。

#### (7) 乳幼児健康支援一時預かり事業

保育士や看護師等が、病中や病気回復期にある児童を保育所や病院等において、保護者に代わって保育を行います。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気等により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において短期間（1週間程度）児童を養育・保護します。

(9) 一時保育事業

普段家庭において児童を保育している保護者が、病気や家族の看護、冠婚葬祭等で育児ができない場合や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育します。

(10) 特定保育事業

保護者の就労形態の多様化（パート就労等）に伴う保育需要の変化に対応して、家庭での保育が困難な乳幼児を対象に、週2～3日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

保育所までの送迎、保育終了後や外出時等の一時預かり等の子育てに関する援助を受けたい人（利用会員）と行いたい人（提供会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織のことで、会員間のコーディネート（紹介等）やサポート等を通して相互援助活動を支援します。

(12) 地域子育て支援センター事業

子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行います。

(13) 児童館事業

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにする屋内型施設を運営します。

○伊東市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

平成16年1月29日

伊東市訓令甲第1号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)第8条に規定する市町村行動計画及び法第19条に規定する特定事業主行動計画の策定並びに本市の少子化対策に関し、関係部局が連携して調査し、検討するため、伊東市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村行動計画の策定に関すること。
- (2) 特定事業主行動計画の策定に関すること。
- (3) 法第12条に規定する一般事業主行動計画策定に係る市内の事業主との連携及び支援に関すること。
- (4) 少子化対策に関する施策の立案及び推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法に規定する行動計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は副市長を、副委員長は教育長を、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(次世代育成支援対策地域協議会との関係)

第5条 第2条第1号及び第2号の行動計画の策定に当たっては、別に設置する法第21条に規定する次世代育成支援対策地域協議会の意見、要望を聴取するとともに、提言等を受けたときは、その趣旨を尊重しなければならない。

(報告)

第6条 委員長は、第2条に定める所掌事項に関し、適宜その進捗状況、市長に報告しなければならない。

2 当該所掌事項が完了したときは、完了報告書を作成し、報告するものとする。

(幹事会)

第7条 委員会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会から付託された事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告しなければならない。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

4 幹事会の幹事長は保健福祉部参事を、副幹事長は幹事長が指名する者を、幹事は別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会を総括する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議を招集し、その議長となる。

8 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 幹事会に市町村行動計画部会、特定事業主行動計画部会及び調整部会を置く。

2 市町村行動計画部会及び特定事業主行動計画部会は、それぞれの行動計画の策定に必要な事項について調査、研究し、その成果を調整部会を経て幹事会に報告しなければならない。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

4 各部会の部会長、副部会長及び部会員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

- 5 各部長は、それぞれの部会を総括する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部長は、必要に応じて部会の会議を招集し、その議長となる。
- 8 部長は、必要に応じて部会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 9 部会は、必要により作業チームを置くことができる。
- 10 作業チームの構成員は、各部会の幹事の所属する課局の職員のうちから、当該所属長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部子育て健康課において処理する。ただし、幹事会の部会及び作業チームにあつては、当該部長の所属する課において処理するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日伊東市訓令甲第21号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月22日伊東市訓令甲第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月6日伊東市訓令甲第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

伊東市次世代育成支援行動計画策定委員会

企画部長	建設部長
総務部長	上下水道部長
市民部長	教育次長
保健福祉部長	消防長
観光経済部長	保健福祉部参事

別表第2(第7条関係)

伊東市次世代育成支援行動計画策定委員会幹事会幹事

企画政策課長	地域医療課長	学校教育課長
秘書課長	産業課長	生涯学習課長
財政課長	競輪事業課長	水道業務課長
庶務課長	建設課長	監査委員事務局長
生活防災課長	建築課長	消防総務課長
社会福祉課長	都市計画課長	議会事務局長
子育て健康課長	教育総務課長	選挙管理委員会事務局長
保険年金課長	幼児教育課長	農業委員会事務局長

別表第3(第8条関係)

伊東市次世代育成支援行動計画策定委員会幹事会部会

市町村行動計画部会	特定事業主行動計画部会	調整部会
部会長 子育て健康課長	部会長 秘書課長	部会長 企画政策課長
副部会長 幼児教育課長	副部会長 庶務課長	副部会長 財政課長
部会員 生活防災課長 社会福祉課長 保険年金課長	部会員 地域医療課長 競輪事業課長 水道業務課長	部会員 秘書課長 子育て健康課長 産業課長

産業課長	教育総務課長	
建設課長	監査委員事務局長	
建築課長	消防総務課長	
都市計画課長	議会事務局長	
教育総務課長	選挙管理委員会事務局長	
学校教育課長	農業委員会事務局長	
生涯学習課長		

○伊東市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成16年6月23日

伊東市告示第94号

(設置)

第1条 本市の次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成されるための地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等の目標達成のために講じる施策を明らかにした行動計画を策定するに当たり、市民の意見を反映させるため、伊東市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもと家庭を取り巻く環境等の整備に関する施策を調査し、意見を述べること。
- (2) 市長が策定する行動計画案等について、意見を述べること。
- (3) 策定された本市の行動計画の進ちょく状況を把握し、必要な意見を述べ、又は見直し事項等について提言すること。
- (4) その他次世代育成支援施策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体から選出された者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長は、その議長となる。ただし、新たに選任された委員による最初の会議は、市長がこれを招集する。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部子育て健康課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、この要綱施行後最初に委嘱を受ける委員の任期に限り、平成18年3月31日までとする。
- 3 この要綱施行後初めて招集される会議は、第5条第3項本文の規定にかかわらず、市長がこれを招集し、会長が選出されるまでの間、その議長となる。

附 則(平成20年2月29日伊東市告示第41号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。